# 地域児童健全育成賞

# 選考基準

## 1 趣 旨

児童健全育成の活動に尽くしている子ども会並びに子ども会活動育成にあたっている指導者 (指導者組織を含む)、育成者(育成者組織を含む)に対しその業績を表彰し、今後の活動を奨励 するとともに児童福祉の向上に寄与しようとするものである。

### 2 主 催

徳島県子ども会連合会

### 3 後 援

徳島県社会福祉協議会

## 4 表彰対象

### (1) 団体表彰

- ①優良地域(単位・校区)子ども会
  - ・結成後10年以上継続して活動し、その業績が顕著であり今後も永続性があるもの。
  - ・子ども会の組織が確立しており、児童の創造性と自主性が顕著に認められ 他の子ども会の模範となるにふさわしいもの。
- ②優良子ども会連合会(市町村及び校区を単位とした連合会)
  - ・結成後10年以上継続して活動し、その業績が顕著であり今後も永続性が あるもの。
  - ・子ども会の組織が確立しており、連合活動が活発であり、他の模範となる にふさわしいもの。

## (2) 個人表彰

- ○おおむね10年以上にわたり、継続して子ども会活動の指導、または育成に 携わり、その功績が顕著である指導者・育成者。
- (3) 本会長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

## 5 感謝状の贈呈

子ども会活動に対して、特に顕著な実績が認められる個人・団体に感謝状を贈呈する。

## 6 推薦者

市町村教育委員会、市町村社会福祉協議会、徳島県子ども会連合会、市町村子ども会連合会あるいは校区・単位子ども会が協議して、市町村教育委員会・市町村社会福祉協議会の代表、徳島県子ども会連合会会長が推薦する。

#### 7 選 考

選考は、徳島県子ども会連合会会長、副会長及び関係機関の代表者をもって構成する選考委員会で行う。

#### 8 表 彰

- (1) 表彰は、徳島県子ども会連合会総会の席上において行う。
- (2)被表彰者(団体)には、表彰状並びに記念品を贈呈する。

- 9 徳島県知事、全国子ども会連合会会長表彰への進達
  - (1) 本会会長は、過去に県子連会長表彰を受けたものの中から、特にその活動実績が顕著であると認めたものを県知事、全国子ども会連合会会長に表彰を進達することがある。
  - (2) 市町村子ども会連合会であって、その活動実績が顕著であり、県子連会長が特に必要と認めがものも進達の対象とすることがある。